

役員の報酬に関する規程

社会福祉法人で・ふ・か

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人で・ふ・かの役員等に対する報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 前条に規定する報酬は、無償とする。但し、毎月の会計等の監査のみ、1か月毎に20,400円を支払うこととする。

(費用弁償)

第3条 第3条 費用弁償は、旅費規程に基づきその都度支給する。ただし、市内の出張については島嶼部のみ支給することとする。また、理事長が必要と認めた場合に限り実費弁償とすることができる。

付則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

平成23年3月9日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

令和3年7月1日 一部改正